

当薬局の行っているサービス内容について

令和 8 年 6 月

調剤基本料に関する事項	
調剤基本料 1	当薬局は調剤基本料1の施設基準に適合する薬局です。

調剤管理料・服薬管理指導料に関する事項	
調剤管理料	患者さまやご家族等から収集した投薬歴、副作用歴、アレルギー歴、服薬状況等の情報、お薬手帳、医薬品リスク管理計画(RMP)、薬剤服用歴等に基づき、薬学的分析及び評価を行った上で、患者さまごとに薬剤服用歴への記録や必要な薬学的管理を行っています。必要に応じて医師に処方内容の提案を行います。
服薬管理指導料	<p>患者ごとに作成した薬剤服用歴等に基づいて、処方された薬剤の重複投薬、相互作用、薬物アレルギー等を確認した上で、薬剤情報提供文書により情報提供し、薬剤の服用に関し、基本的な説明を行っています。</p> <p>薬剤服用歴等を参照しつつ、患者さまの服薬状況、服薬期間中の体調の変化、残薬の状況等の情報を収集した上で、処方された薬剤の適正使用のために必要な説明を行っています。</p> <p>薬剤交付後においても、当該患者の服薬状況、服薬期間中の体調の変化等について、継続的な確認のため必要に応じて指導等を実施しています。</p>

地域支援・医薬品供給対応体制加算に関する事項	
地域支援・医薬品供給対応体制加算 2	<p>当薬局は以下の基準に適合する薬局です。 (体制基準)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1,200 品目以上の医薬品の備蓄 ・ 他の保険薬局に対する在庫状況の共有・医薬品の融通 ・ 医療材料・衛生材料の供給体制 ・ 麻薬小売業者の免許 ・ 集中率 85%以上の場合、後発医薬品の調剤割合が 50%以上 ・ 当薬局で取り扱う医薬品に係る情報提供に関する体制 ・ 診療所・病院・訪問看護ステーションと連携体制 ・ 保健医療・福祉サービス担当者との連携体制 ・ 在宅患者に対する薬学的管理・指導の実績(薬局あたり年 24 回以上) ・ 在宅訪問に関する届出・研修の実施・計画書の様式の整備・掲示等 ・ 医薬品医療機器情報配信サービスの登録・情報収集 ・ プレアポイド事例の把握・収集に関する取り組み ・ 副作用報告に関する手順書の作成・報告体制の整備 ・ かかりつけ薬剤師指導料等に係る届出 ・ 管理薬剤師の実務経験(薬局勤務経験 5 年以上、同一の保険薬局に週 32 時間以上勤務かつ1年以上在籍) ・ 薬学的管理指導に必要な体制・機能の整備(研修計画・受講等) ・ 患者のプライバシーに配慮した服薬指導を実施する体制 ・ 要指導医薬品・一般用医薬品の販売(48 薬効群)・緊急避妊薬の備蓄 ・ 健康相談・健康教室の取り組み ・ 地域内禁煙・喫煙器具やタバコの販売の禁止 ・ セルフメディケーション関連機器の設置(体温計・血中酸素飽和度測定器・握力計)

連携強化加算に関する事項	
連携強化加算	<p>当薬局は以下の基準に適合する薬局です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第二種指定医療機関の指定 ・ 新興感染症や災害の発生時における体制の整備及び周知 ・ 新興感染症や災害の発生時における手順書の作成及び職員との共有 ・ 災害の被災状況に応じた研修、または地域の協議会、研修または訓練等への参加計画・実施 ・ オンライン服薬指導の整備・セキュリティー全般に対する対応 ・ 要指導医薬品・一般用医薬品の販売

在宅薬学総合加算に関する事項	
在宅薬学総合加算 1	<p>当薬局は以下の基準に適合する薬局です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 在宅患者訪問薬剤管理指導を行う旨の届出 ・ 緊急時等の開局時間以外の時間における在宅業務に対応できる体制(在宅協力薬局との連携を含む)及び周知 ・ 在宅業務に必要な研修計画の実施、外部の学術研修の受講 ・ 医療材料・衛生材料の供給体制 ・ 麻薬小売業者免許の取得 ・ 在宅患者に対する薬学管理及び指導の実績(年 48 回以上)

電子的調剤情報連携体制整備加算に関する事項	
電子的調剤情報連携体制整備加算	<p>当薬局は以下の基準に適合する薬局です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ オンラインによる調剤報酬の請求 ・ オンライン資格確認を行う体制・活用 ・ 電子処方箋により調剤する体制 ・ 電子薬歴による薬剤服用歴の管理体制 ・ 電子カルテ情報共有サービスにより診療時情報を活用する体制 ・ マイナ保険証の利用率が一定割合以上 ・ 医療 DX 推進の体制に関する掲示 ・ サイバーセキュリティの確保のために必要な措置

かかりつけ薬剤師に関する事項	
かかりつけ薬剤師 フォローアップ加算・訪問加算	<p>当薬局には以下の基準を満たすかかりつけ薬剤師が在籍しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険薬剤師の経験3年以上 ・ 週 31時間以上の勤務 ・ 当薬局へ 1 年以上の在籍 ・ 研修認定薬剤師の取得 ・ 医療に係る地域活動の取組への参画 <p>患者さまの「かかりつけ薬剤師」として、安心して薬を使用していただけるよう、複数の医療機関にかかった場合でも処方箋をまとめて受け付けることで、使用している薬の情報を一元的・継続的に把握し、薬の飲み合わせの確認や説明を行います。</p>

バイオ後続品体制加算に関する事項	
バイオ後続品体制加算	当薬局はバイオ後続薬を推進している薬局です

調剤基本料1	47点
地域支援・医薬品供給体制加算2	59点
連携強化加算	5点
バイオ後続品調剤体制加算	50点
在宅薬学総合体制加算1	30点
電子的調剤情報連携体制整備加算	8点
かかりつけ薬剤師フォローアップ加算	50点
かかりつけ薬剤師訪問加算	230点

川辺調剤薬局 ウェブサイト掲載事項

「個別の調剤報酬の算定項目の分かる明細書」の発行について

医療費の透明化や患者さまへの情報提供を積極的に推進していく観点から、個別の調剤報酬の算定項目の分かる明細書を発行しております。明細書の発行を希望されない方は、その旨お申し出ください。

「調剤料の夜間・休日等加算」について

午後7時から翌日の午前8時まで(土曜日にあっては午後1時から)の時間、又は日曜日及び祝日に調剤を行った場合に、厚生労働省の通知により、夜間・休日等加算を算定することになっています。

また、時間外加算、休日加算、深夜加算の要件を満たす場合には、それぞれ時間外加算、休日加算、深夜加算を算定することになっています。ご理解とご協力をお願いいたします。

夜間・休日等加算の対象となる受付時間帯及び日

平 日 午後7時から、翌日の午前8時までの時間

土曜日 午後1時から

休 日 日曜日及び国民の祝日

(1月2日、3日、12月29日、30日及び31日は休日として取り扱います。)

保険外負担について

<薬剤の容器代>

必要に応じて容器代を頂戴しております。

<医薬品の郵送料・持参料>

患者様の都合・希望に基づく医薬品の郵送料・持参料は原則として患者様負担になります。

医療情報の取得・活用について

当薬局では、オンライン資格確認システムを通じて薬剤情報等を取得し、調剤や服薬指導に活用しています。また、マイナンバーカードの健康保険証(マイナ保険証)を用いて調剤情報等を取得・活用することにより、より適切で安全な医療の提供に取り組んでいます。

居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導運営規程

指定事業所名 指定居宅療養管理指導事業所 川辺調剤薬局

指定事業所番号 4644340186

事業所所在地 鹿児島県南九州市川辺町両添大正田1209-1

電話番号 0993-56-4611

【運営方針】

要支援・要介護状態等にあたる利用者が居宅において自立した生活が営まれることが出来るよう医師の指示に基づいて薬剤師が訪問して薬剤管理を致します

【指定居宅療養管理指導の内容】

- (1)主治医との連携のもとに、薬学的な管理指導と薬学的管理計画に基づく指導
- (2)居宅介護支援事業所(ケアマネージャー)への、居宅サービス計画の作成等に必要な情報の提供
- (3)要介護者等またはご家族への、居宅サービス利用上の留意事項や介護方法の指導・助言
- (4)その他、療養生活向上のための指導・助言等

【従事者】 薬剤師 姫野 弘 ・ 河野 貴利 ・ 向江 早彩

【営業日および営業時間】

月～金曜日 8時45分～18時30分

土曜日 8時45分～13時30分

【利用料】

- (1)介護保険報酬に応じた利用者負担額(1割)をいただきます。但し公費により負担金が変わる事があります
- (2)居宅療養管理指導に要した交通費については、実費をいただきます

【苦情処理】

居宅療養管理指導に係る苦情が生じた場合は、迅速かつ適切に対応するよう、必要な措置を講じます

【その他運営に関する重要事項】

- (1)健康保険法、介護保険法等を遵守し、業務を行います
- (2)個人情報に関して運営規定により利用者に相談の上、慎重に対処いたします

当薬局の「介護保険に関する取り扱い」について

1. 提供するサービスの種類

居宅療養管理指導および介護予防居宅療養管理指導

2. 営業日および営業時間

月～金曜日 8時45分～18時30分

土曜日 8時45分～13時30分

※なお緊急時は上記の限りではありません。

3. 利用料金

介護保険制度の規定により、以下の通り居宅療養管理指導サービス利用料が定められています。

	1割負担の方	2割負担の方
同一建物居住者が1人	518 円/回	1,036円/回
同一建物居住者が2～9人	379 円/回	758円/回
同一建物居住者が10人以上	342円/回	684円/回

中山間地域等における小規模事業所加算として、利用料金 1 回につき 10%が料金に加算されます。

麻薬薬剤管理の必要な場合は、1回につき1割負担の方は100円が上記金額に加えられます。

川辺調剤薬局 管理薬剤師:姫野 弘

鹿児島県知事指定介護保険事業所番号 第4644340186号